

徳島県選挙管理委員会告示第九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和三年十二月十日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
徳島	七一、三九〇人
鳴門	一六、〇六二人
小松島・勝浦	一一、五三六人
阿南	二〇、一五九人
吉野川	一一、四六〇人
阿波	一〇、三五九人
美馬	一〇、五四六人
三好第一	七、一九五人
名西	八、六七六人
那賀	二、三三六人
海部	五、六七九人
板野	二七、三三三人
三好第二	三、九七五人